

令和5年（2023年）5月30日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長	安部	計彦
委員	丸住	朋枝
〃	迎田	浩二
〃	岩井	正憲
〃	城野	匡

令和4年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までに「ゆりかご」には9件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの慈恵病院の「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

こどもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア） こどもの安全の確保

預け入れられた後のこどもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ） 相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ） 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・実母に対し身元情報の提供を求めることは、ゆりかごへの預け入れに対するハードルを上げかねないため、そうならない方法を今後検討していきたい。
- ・実母の身元情報を慈恵病院の一部の者に明らかにすることは、こどもの出自を知る権利の保障につながると思うが、病院が、いつ、どのようにこどもに対し保管している身元情報を開示するのかというのは難しい問題だと思う。
- ・実母の身元情報の保管方法については、こどもの出自を知る権利を守る観点から、継続的かつ安全に保管されるよう十分に検討を行う必要がある。病院を運営する法人が解散する可能性も否定できないことを踏まえると、公の機関で情報を保管した方がよいのではないか。
- ・実母の身元情報の開示手続等については、今後も多角的に検討していく必要がある。検討の在り方については、市と慈恵病院で協議していただきたい。
- ・ゆりかごに預け入れられたこどもへの真実告知については、こどもがゆりかごに預けられたことについて、養親が肯定的に伝えるかどうかでこどもの受け取り方も違いが出る。そのため、こどもがゆりかごに預け入れられたことを周囲に話した際の反応も気になるところ。「ゆりかごへの預け入れによりこどもの命が救われてよかった」と社会全体の認識を肯定的なものに変えていく必要がある。
- ・事例によっては、母と母方祖母とを切り離して、その関係を調整することで実母がこどもを養育できることもあるのではないか。
- ・産前産後のケアとして母子へ居場所を提供しながら出産・子育てを支援する機関があるが、ここに妊婦が一時的に寄留して実家や児の祖母から離れることができれば、支援者が介入し、親子関係や実家との関係を調整することができるかもしれない。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、こどもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。